

令和3年第1回 博多区選挙管理委員会

令和3年1月20日

議 題

1 議 案

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

(1) 報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

(2) 次回開催について

開催日時 令和3年2月19日(金) 10時00分～
開催場所 博多区役所3階 応接室

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年1月20日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

1 抹消する者の数
1, 149人

内 訳

死亡者	207人
市外へ転出後4箇月を経過した者	942人

2 抹消する者の氏名等
別冊のとおり

3 抹消年月日
令和3年1月20日

(根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

抹 消 者 数 調

令和3年1月20日
博多区選挙管理委員会

番号	投票区名	抹 消 者											
		死亡者			転出者			誤載者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	冷泉	1	3	4	15	12	27	0	0	0	16	15	31
2	奈良屋	4	2	6	31	28	59	0	0	0	35	30	65
3	御供所	1	0	1	5	4	9	0	0	0	6	4	10
4	大浜	2	0	2	14	16	30	0	0	0	16	16	32
5	千代第一	1	5	6	11	14	25	0	0	0	12	19	31
6	千代第二	5	2	7	7	5	12	0	0	0	12	7	19
7	吉塚	4	1	5	28	18	46	0	0	0	32	19	51
8	東吉塚	9	6	15	21	19	40	0	0	0	30	25	55
9	堅粕	3	5	8	30	36	66	0	0	0	33	41	74
10	東光	5	1	6	38	28	66	0	0	0	43	29	72
11	席田	2	7	9	18	16	34	0	0	0	20	23	43
12	月隈	3	10	13	22	13	35	0	0	0	25	23	48
13	東月隈	3	10	13	6	6	12	0	0	0	9	16	25
14	住吉	0	3	3	26	19	45	0	0	0	26	22	48
15	美野島第一	2	2	4	12	10	22	0	0	0	14	12	26
16	美野島第二	0	3	3	7	3	10	0	0	0	7	6	13
17	東住吉	1	5	6	30	28	58	0	0	0	31	33	64
18	春住	3	2	5	40	26	66	0	0	0	43	28	71
19	那珂第一	8	3	11	24	8	32	0	0	0	32	11	43
20	那珂第二	2	3	5	17	21	38	0	0	0	19	24	43
21	那珂第三	6	3	9	12	6	18	0	0	0	18	9	27
22	弥生	0	1	1	7	3	10	0	0	0	7	4	11
23	板付北	6	5	11	6	3	9	0	0	0	12	8	20
24	諸岡	3	2	5	5	4	9	0	0	0	8	6	14
25	板付	8	4	12	12	13	25	0	0	0	20	17	37
26	麦野	1	3	4	17	16	33	0	0	0	18	19	37
27	三筑北	3	0	3	7	6	13	0	0	0	10	6	16
28	三筑南	4	6	10	18	15	33	0	0	0	22	21	43
29	那珂南第一	5	7	12	23	13	36	0	0	0	28	20	48
30	那珂南第二	5	3	8	16	8	24	0	0	0	21	11	32
計		100	107	207	525	417	942	0	0	0	625	524	1,149
前回(令和2年12月1日)分		43	40	83	484	435	919	0	0	0	527	475	1,002

報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

福岡市区選挙管理委員会規程第14条第1項第5号の規定により、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議を市長等と行ったことについて、同規程第14条第2項の規定に基づき下記のとおり報告するもの。

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

記

1 協議書及び新旧対照表 別紙のとおり

※ 市長以外の執行機関等（教育委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、議会）とも同様の協議を行った。

（関係法令）

○地方自治法

第180条の3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

○福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 自治法第180条の3の規定による協議

(6)～(8) (略)

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。